

令和3年第6回

君津市農業委員会議事録

令和3年6月9日（水）

令和3年第6回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年6月9日（水）午後2時00分から午後2時42分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第11号から議案第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第6 議案第16号 令和3年度第1次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第17号 令和3年度農用地利用配分計画（令和3年6月）について

日程第8 議案第18号 空き家に附属する農地の下限面積（別段面積）の設定について

日程第9 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号から報告第13号 農地法第3条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 廃土処理（公共事業施行）事業届について

出席委員（14名）

1番 鈴 木 郁 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5番 笹 本 幸 恵

6番 宇 野 真 弘

7番 神子 純一
9番 真板 徹
11番 鳥海 純次
13番 鈴木 清

8番 石橋 定雄
10番 田丸 三郎
12番 江澤 康雄
14番 粕谷 定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
経済部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

梅雨入りもしないのに、非常に真夏の暑さが始まりました。また、長期予報によりまして大変暑い夏になりそうだという話でございます。その上にコロナウイルスの感染防止ということで、非常に大変な暑い夏を迎えることになると思いますけれども、皆さんにおかれましても、そういうことで体調十分注意されまして、長くなるであろう夏を乗り切っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお祈りいたします。

そして、今日は、総会が終わった後に、推進委員と合同の研修会を行いますので、早速、総会のほうを進めてまいりたいと思いますので、今日もよろしくお祈りいたします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告ということでございます。

5月10日に、総会終了後、君津地域農業委員会連合会の監査が実施されまして、私が監事として出席をいたしました。5月25日、全国農業委員会会長会議が、ユーチューブで、配信され視聴をいたしました。本来であれば、東京で行われる大会でございます。5月31日、令和3年度君津地域農林業振興普及協議会総会が、君津合同庁舎において、開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため、書面決議となり、5月26日に書面の提出をいたしました。以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第6回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

11 番、鳥海純次委員、12 番、江澤康雄委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 9 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第 1 号について説明します。

三直地先の田 1 筆、面積 1,228 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は労力不足により耕作できないため、譲受人は農業経営の安定化を図るためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、近隣の施設に勤めており、本市と木更津市において、下限面積を超えた 9,959 平方メートルの農地の経営をし、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機をリースしています。

農作業従事日数は世帯全員で 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。
議案第 2 号について説明します。

三直地先の田 2 筆、面積 1,352 平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は、現在、耕作をしているためです。

許可基準として、下限面積を超えた 4,370.34 平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。
議案第 3 号について説明します。

三直地先の田 3 筆、法木作地先の田 2 筆、面積 6,632 平方メートルを使用貸借するもので

申請理由として、譲渡人は耕作管理を依頼しているため、譲受人は現在、耕作をしているためです。

許可基準として、譲受人は経営している面積はありませんが、現在、申請地を借り受け、耕作を行っており、問題なくできていることから、技術等は問題ないと思われます。下限面積を超えた6,632平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は耕運機、トラクター、コンバイン、トラック、田植機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第4号について説明します。

糠田地先の田2筆、面積3,564平方メートルのうち、譲渡人の持分を所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人の持分を譲受人に所有権移転することが裁判上の和解により成立したためです。

許可基準として、下限面積を超えた5,801平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、田植機、コンバインをリースし、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第5号について説明します。

糸川地先の畑1筆、面積661平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万4,771.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第6号について説明します。

戸崎地先の田1筆、面積648平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は現在耕作管理を行っているためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、本市において下限面積を超えた1万5,320平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第7号及び第8号は譲受人が同一のため一括して説明します。

議案第7号は、浦田地先の田2筆、面積540平方メートルを売買により所有権移転、議案第8号は、浦田地先の田5筆、面積3,170平方メートルを使用貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は相手方の申入れのため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた5,089平方メートルの農地の経営を予定し、農機具は田植機をリースし、トラクター、耕運機、草刈り機、田植機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号について説明します。

折木沢地先の田1筆、面積738平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており、農業経営の規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた4,725平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第3号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木です。

議案第1号について御説明します。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

申請地は、議案書別冊の1ページを御覧ください。

地図の中央上にマルPが並ぶところは君津市文化ホール、その前の市道を北のほうに進みまして、県道と交差するところにコンビニがありますが、そこを200メートルほど直進すると有料老人ホームがあり、入所施設がございます。申請地はその裏手となります。

5月26日、11時半に譲渡人、5月29日に譲受人、それぞれ面談し、譲渡に係る経緯や農業経営の状況について伺いました。譲渡人は、主人を亡くしまして、一人身の高齢でもあり、農地を放したいという意向がございました。また、譲受人は、隣接地で農地を取得した後、野菜等を栽培するという計画があると。

本件、周辺地は圃場整備がされておらず、農道水路は未整備で機械化農業には不適地となっているため、30年近く休耕状態で、荒地になっておりますが、譲受人は今回取得する隣接する農地を既に六、七年前に取得している経緯もございます。3条案件として問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第2号について御説明します。

詳細は事務局のお話のとおりです。

申請地は、議案書別冊1ページの中で、地図の右上で館山道君津インターチェンジ料金所がございます。そこを出たところに県道君津鴨川線と交差する位置で、その正面に当たる部分です。

5月26日、譲受人、譲渡人、双方にお会いしまして、今回、贈与という形で、物件が移るわけですが、双方は親子関係にあって、息子さんは長男として自宅脇で飲食店を営んでおりまして、ここの飲食店で使用する野菜類を自家栽培したいと、生鮮野菜を自家栽培して飲食業に寄与させていきたいということで、今回、生前贈与を受けるという話になりました。現在、譲り受けた田は畑として現在使われておりまして、今後、その継続をするということでございます。3条案件として問題はないと思いますが、御審議のほどよろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第3号に移ります。

事務局から説明のとおりでございますが、まず1ページを御覧ください。地図の中央にまた並んでいますマルPの並ぶところは、君津市の文化ホール、そのすぐに南西側に県道と挟まれたところが該当地になります。

5月29日、譲受人と電話により今回の使用貸借に係る経緯を御説明していただきました。当該人は義父のお手伝いをしながら、担い手と農家の後継者として農業を継いでいくという意向があるようです。親子共々農業経営に勤しんでいくと。譲渡人は親子共々公務員でしたが、以前から農家経営はやっていなくて、代々ずっと農地は貸付け経営というふうになっておりました。今回の使用貸借を結ぶ方はその一環の中で経営を引き継いでいくということになります。

以上、問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第4号について、4番、小笠原委員から申し上げます。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第4号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊 2 ページを御覧ください。

小糸公民館の東側に位置する田んぼであり、5月30日に譲受人と現地の立会いをしました。

申請地は現在、耕作されている土地です。譲受人は引き続き耕作していく旨でした。何ら問題点ないと思われまますので御審議ください。

議長 続きまして、議案第5号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第5号議案について御報告します。

詳細は、ただいま事務局からあった説明のとおりです。

場所ですが、別冊 3 ページを御覧ください。

丸く囲ってあるところ、上から下に走っている道路は県道92号線です。そして横に流れている細い川は沢巻川です。議案の場所は92号線を下ってきて、沢巻川を渡ったすぐ左側となります。

譲渡人とは電話でお話をし、譲受人とは5月30日に現地でお会いし話を聞きました。現地は、きれいに草刈りがされている状態でした。譲渡人は高齢で離農したいということです。また、後継人がいないため、この畑に隣接している譲受人に相談したところ、お話がまとまったということでした。譲受人は、田畑を計画的に営農されていて、特に問題はないと思われまます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 続きまして、議案第6号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第6号について御説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりです。

場所は別冊 4 ページを御覧ください。

左の蛇行しているのは小櫃川です。小櫃川を賀恵渚のほうから来て、賀戸橋を渡った上流を500メートルぐらい行った場所でございます。

6月6日、譲受人と現地でお会いいたしましてお話を伺いました。譲渡人は遠方に住んでおり、以前より管理もできなく、譲受人がもうかなり前から耕作をしており、さらに高齢により今後も全く管理ができないとのことでしたので問題ないと判断いたしました。審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第7号及び第8号について、12番、江澤委員からお願いします。
江澤委員 12番、江澤です。

議案第7号、8号ついて現地調査の結果について説明します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

5月12日に、譲渡人から電話がありまして、打合せをしました。26日、午後に現地で会いました。場所は別冊5ページにあります7号議案は久留里線がありますが、その300メートルぐらい手前の2枚の田です。8号議案は、久留里線をまたいで手前の1枚と先の4枚の田です。

譲受人は農業経営の規模の拡大を図るとの今回の申請にありますが、特に問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第9号について、14番、粕谷委員からお願いします。
粕谷委員 14番、粕谷です。

議案第9号について説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

別冊位置図の6ページをお開きください。

図面左から右に走っている道路は、国道465号線です。図面左にJR久留里線上総亀山駅があります。申請地は、この国道から50メートルほど入ったところに位置しております。

5月30日、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は遠隔地に居住していることから、第三者に委託して耕作していた夫婦です。5年ほど前から、委託者が耕作を辞めたことから、現在は耕作放棄地になっており、管理が大変であるということから、近くで農業経営を行っている譲受人に贈与を申し出て、今回のこととなったとのことです。特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第10号

議 長 日程第4、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局の説明をお願いします。

田島副主査 議案第10号について御説明いたします。

議案書 4 ページをお開きください。

塚原地先の田 1 筆、面積 220 平方を所有権移転により専用住宅に転用します。

申請地は、都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。申請地に建築面積 52.17 平方メートルの専用住宅、面積 20.33 平方メートルの物置を建築したいとのことです。敷地は、盛土をいたしますが、500 平方メートル以下のため、市残土条例の規制には係りません。

用排水計画は、上水道は既設公営水道給水本管より引き込み、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の U 字側溝へ放流、雨水についても同じく既設の U 字側溝へ放流いたします。

工事中は、周囲にごみ等が散乱しないよう、幕等により飛散防止に努めます。また、火器の使用に十分注意し、防災に努めます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 10 号について、4 番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4 番、小笠原です。

議案第 10 号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊 3 ページを御覧ください。

周東中学校入り口前の田んぼであり、5 月 27 日、譲受人と現地で立会いをしました。

申請地は、現在、耕作されている土地でした。譲受人は子供の住宅建設で利用したい旨でした。何ら問題ないと思われますので、御審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局の説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第11号ないし議案第15号

議 長 日程第5、議案第11号ないし第15号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第11号ないし第15号について、同一事業のため、一括で御説明させていただきます。

戸崎地先の田7筆、面積5,994平方メートル、畑1筆、面積1,190平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取事業に伴う砂利採取用地といたしまして、令和3年6月30日まで許可を得ておりましたが、令和4年6月30日までの計画変更の申請がなされました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第16号

議長 日程第6、議案第16号 令和3年度第1次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第16号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第1次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書8ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区14件、48筆、7万3,148平方メートル、小糸地区7件、36筆、4万3,544平方メートル、清和地区4件、8筆、6,616.09平方メートル、小櫃地区1件、1筆1,355平方メートル、合計26件、93筆、12万4,663.09平方メートルでございます。

今回は、所有権移転につきましてはありません。

個別の案件につきましては、議案書9ページから25ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

す。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

宇野委員。

宇野委員 一つお聞きしたいのですけれども、15ページの東日笠の譲渡人の方で代表相続人という形で名前が上がっているのですけれども、これはどういった場合に代表相続人になるんですか。

議 長 相続が済んでいないからでしょ。

奥倉経済部農政課企画調整係長 確認させてください。

議 長 多分ね、相続が済んでいない場合だと思うんです。けれども、じゃちょっと確認してください。その点だけでいいですか。

宇野委員 はい。

議 長 ほかにございますか。

じゃ、事務局。

江澤主任主事 事務局の江澤です。すみません。

代表相続人は、現在、あの場所って登記が済んでいないそうで、法定相続人さん何人かいらっしゃるそうなんですけれども、その方、全員から同意をもらって、1人を決めてもらって、その方から申請が出ているそうです。その方が代表人というような形になっているそうです。

宇野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第16号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎議案第17号

議 長 日程第7、議案第17号 令和3年度農用地利用配分計画案を議題といたします。
経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 議案第17号について御説明いたします。

農地中間管理機構において、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を作成し、千葉県への認可を受ける必要があります。

この手続において、機構は市に配分計画案の作成を求めることができ、市は、農業委員会に配分計画案についての意見を求めることのできる旨、同法第19条第2項及び第3項に規定されております。

このたび機構から市に対し、配分計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和3年度農用地利用配分計画案（令和3年6月分）についての御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書27ページを御覧ください。

配分計画案の件数及び面積につきましては、君津地区1件、田1筆、1,725平方メートル。以上でございます。

個別案件につきましては、議案書28ページのとおりでございます。

市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たしているものと判断しております。第17号議案に関する説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎議案第18号

議 長 日程第8、議案第18号 空き家に附属する農地の下限面積の設定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第18号について説明いたします。

本案は、空き家に附属する農地の別段面積を1アールとする指定申請があったため、君津市空き家に附属する農地の別段面積取扱規程第6条農業委員会が空き家に附属する農地を指定し、またはその指定を解除しようとするときは総会の決定を得るものとするのとおり審議をお願いするものです。

議案書別冊8ページを御覧ください。

申請地は、君津市平田字平田台164番1、面積155平方メートル、同字620番、面積302平方メートルの畑2筆になります。指定の要件である申請地が君津市空き家バンクに登録されていること及び遊休農地、または遊休農地になる見込みがあるかについてですが、書類や申請者からの聞き取りにおいて満たしていることを確認しております。

なお、本案により、申請農地が指定されますと、空き家の取得と指定された農地の同時に取得する者に限り通常の下限面積要件、清和地区においては40アールを満たす必要がなく、当該農地を取得できることとなります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第18号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第18号の現地調査について報告いたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

6月3日に事務局と所有者、〇〇さんの立会いの中で、現地を確認させていただきました。

申請地は別冊資料8ページを御覧ください。

清和地区の中心にございます秋元小学校あるいはJA清和支店の前を通りまして、高宕山方面に向かって3キロほどの平田地区が現場です。

この8ページの中段にもございますけれども、今回の申請地は農業地番の番号165の1、ちょっと見づらいんですけども、165の1が空き家、この空き家を挟みまして円で囲んでございます164の1と620、621番の畑が今回の申請でございます。それぞれ空き家からは20メートルほどの距離でございました。

現況は畑作としてトマト、キュウリ、エダマメなどが栽培されておりましたが、申請人、〇〇さん夫妻は既に千葉市内に転居されていること、それと子供たちも畑作を継続する意思のないことなど確認ができました。このような状態では近い将来、遊休農地となる見込みが

見込まれますので、また、空き家については既に市の空き家バンクに登録済みであるということからしても、特段問題はないかというふうに思います。

以上です。

議 長 ただいま、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第14号

議 長 日程第9、報告第1号ないし第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第4号ないし第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第14号 廃土処理（公共事業施行）事業届については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第14号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等ないようでございます。

報告第1号ないし報告第14号を終わります。

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和3年第6回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第7回農業委員会総会は、令和3年7月5日、月曜日に市役所5階大会議室にて開催する予定でございますので、よろしく申し上げます。

そして、ちょっとお待ちください。

事務局のほうから訂正を1個いたします。お願いします。

田島副主査 事務局から、訂正のほうをさせていただきます。

先ほど、議案第10号におきまして、糠田地先の件なんですけれども、敷地は盛土いたしますが、500平方メートル以下のため、市残土条例の規制にはかかりませんと説明申し上げたのですが、正しくは、500平方メートル未満のため市残土条例の規制にはかかりませんに訂正させていただきます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

以上です。

議 長 以上でございます。終わります。

(午後2時42分)